魚沼漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第1 1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組 合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、うぐ い、わかさぎ、いわな、やまめ及びにじますをいう。以下同じ。)の採捕(以下「 遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してそ の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム(以下、「オンラインシステム」という。)によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産 動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以 下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12 条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日あたり採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、や	魚沼漁業協同組合内共第11号に定める区域のうち奥只見湖の区	4月21日
まめ、にじ	域。ただし、次の区域を除く。	から9月
ます	① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川	30 目まで
	② 魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐	
	Л	
	③ 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林 265 林班に設置した、電源	
	開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔 No.68 と、同	
	国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線	
	(只見幹線) 鉄塔 No. 69 を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の 範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模	
竿釣	竿数は、1人3本以内	

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内 で行わなければならない。

魚 種	期間	
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)	
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)	
うぐい	1月1日から12月31日まで(但し、5月25日から5月31日までの期間を除く)	
わかさぎ	1月1日から12月31日まで	
いわな	ハわな 4月21日から9月30日まで	
やまめ	やまめ 4月21日から9月30日まで	
にじます	4月21日から9月30日まで	

- 2 理事は、うぐい、いわな及びやまめにかかる増殖計画の実施のため、必要と認めるときは、遊漁について、その区域並びに期間を制限することができる。
- 3 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

保護水面区域

次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北の又川及びその支川の区域

- ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置
- イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番の5、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕 してはならない。

魚種	全 長
こい	15センチメートル
ふな	7センチメートル
うぐい	7センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
にじます	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表に掲げる1日の遊漁料に525円(税込)を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (税込)
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、	竿釣	1年4,800円
いわな、やまめ、にじます		1月1,050円

2 遊漁料は次表に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所

魚沼漁業協同組合事務所(魚沼市佐梨1105-16)、魚沼漁業協同組合の 委託納付場所(分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が 指定するオンラインシステム(以下、「オンラインシステム」という。)、監視員、その他)

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承 認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するもの とする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
 - 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の 迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う 採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行う ことができる。
- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、 以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊 漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表に示す1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域	漁業権番号
大川	内共第1号
勝木川	内共第2号
三面川	内共第3号
荒川	内共第4号
胎内川	内共第5号
加治川	内共第6号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号
阿賀野川	内共第8号

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
鯖石川	内共第13号
鵜川	内共第14号
関川及び保倉川	内共第15号
桑取川	内共第17号
能生川	内共第18号
早川	内共第19号
海川	内共第20号
姫川	内共第21号
羽茂川	内共第22号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料(1年)	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじ か、にじます、こい、ふな、う なぎ	竿釣	13, 200 円 (税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、ウ表の場所又は漁連及びウ表に規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

ウ表

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連	新潟市中央区南万代町13番3号
合会	
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟•新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲 265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地

新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合

司組合 新潟市中央区西堀通4番町259-58 東蒲原郡阿賀町石間3881-4

東蒲原郡阿賀町豊川甲 236 番地 阿賀町役場上川支 所内

鳥屋野潟漁業協同組合

信濃川漁業協同組合

加茂川漁業協同組合

五十嵐川漁業協同組合

刈谷田川漁業協同組合

魚沼漁業協同組合

中魚沼漁業協同組合

柏崎刈羽内水面漁業協同組合

関川水系漁業協同組合

桑取川漁業協同組合

能生内水面漁業協同組合

糸魚川内水面漁業協同組合

羽茂川内水面漁業協同組合

新潟市中央区清五郎417番地

新潟市江南区平賀字酒座川原967番地

加茂市大字長谷121番地

三条市高岡651番地

長岡市栃堀6044番地

魚沼市佐梨1105-16

十日町市干溝壬1508

柏崎市大字石曽根798番地2

妙高市美守2丁目1-38 1F

上越市有間川661番地

糸魚川市能生801番地

糸魚川市大字須沢2426

佐渡市羽茂本郷659

- 3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。
- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具·漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和6年1月1日)